

南九州市公告第 57 号

森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき，経営管理権集積計画を定めたため，同法第 7 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

なお，定めた経営管理権集積計画については，下記の場所において縦覧を供します。

令和 2 年 12 月 1 日

南九州市長 塗 木 弘 幸



記

1 経営管理集積計画の対象森林

経営管理権集積計画詳細一覧のとおり

2 縦覧場所

南九州市役所耕地林務課および南九州市ホームページにも掲載している。

3 権利の設定

本公告により，南九州市に経営管理権が，森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。